

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	里親の認定関係事務、児童の日常生活援助・就業支援関係事務、措置入所等における負担能力認定・費用徴収事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、里親の認定関係事務、児童の日常生活援助・就業支援関係事務及び措置入所等における負担能力認定・費用徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による里親の認定関係事務、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<特定個人情報ファイルを使用する事務>・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4の里親の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は里親の認定申請に係る申請者への結果の通知に関する事務・児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に係る申請の受理、その申込に係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務・児童福祉法第34条の19の養育里親及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務・児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務
③システムの名称	児童相談所児童記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童相談所システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表 8の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表 8の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 11の項・20の項、第13条、第22条 <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表 8の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 20の項・80の項・81の項、第22条、第82条、第83条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県子ども・福祉部 児童相談支援課
②所属長の役職名	児童相談支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口 電話059-224-2073 (三重県総務部文書・情報公開課)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570津市広明町13番地 三重県子ども・福祉部 児童相談支援課 電話059-224-2760
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行うため。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行うため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I-1-① 事務の名称	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	児童福祉法による里親の認定関係事務、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成29年7月11日	I-1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ＜特定個人情報ファイルを使用する事務＞ ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項の里親の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は里親の認定申請に係る申請者への結果の通知に関する事務 ・児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に係る申請の受理、その申込に係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第34条の19の養育里親名簿の作成に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ＜特定個人情報ファイルを使用する事務＞ ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項の里親の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は里親の認定申請に係る申請者への結果の通知に関する事務 ・児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に係る申請の受理、その申込に係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第34条の19の養育里親及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務 	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成29年7月11日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 7の項 ・番号法別表第一主務省令 第7条第1号、第4号、第5号、第6号 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一 7の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号、第6号、第7号、第8号 	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成29年7月11日	I-4-②	<ul style="list-style-type: none"> ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第7号 別表第二 8の項、16の項 ・番号法別表第二主務省令 第7条、第12条 ＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、57の項 ・番号法別表第二主務省令 第12条、第31条 	<ul style="list-style-type: none"> ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第7号 別表第二 8の項、16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第12条 ＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条 	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成29年7月11日	I-5-②	子育て支援課長 中澤 和哉	子育て支援課長 中村 徳久	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成29年7月11日	II-1	平成27年4月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成29年7月11日	II-2	平成27年4月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成30年10月24日	I-1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ＜特定個人情報ファイルを使用する事務＞ ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項の里親の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は里親の認定申請に係る申請者への結果の通知に関する事務 ・児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に係る申請の受理、その申込に係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第34条の19の養育里親及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ＜特定個人情報ファイルを使用する事務＞ ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4の里親の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は里親の認定申請に係る申請者への結果の通知に関する事務 ・児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に係る申請の受理、その申込に係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第34条の19の養育里親及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務 	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成30年10月24日	I-5-① 部署	三重県健康福祉子ども・家庭局子育て支援課	三重県子ども・福祉部子育て支援課	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成30年10月24日	I-8 連絡先	三重県健康福祉子ども・家庭局子育て支援課	三重県子ども・福祉部子育て支援課	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
平成31年3月15日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和3年3月8日	II-1	平成29年7月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和3年3月8日	II-2	平成29年7月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一 7の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号、第6号、第7号、第8号 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表 8の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第7号 別表第二 8の項、16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第12条 ＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条 	<ul style="list-style-type: none"> ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号 別表 8の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 11の項・20の項、第13条、第22条 ＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号 別表 8の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 20の項・80の項・81の項、第22条、第82条、第83条 	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	I-5-①部署	三重県子ども・福祉部 子育て支援課	三重県子ども・福祉部 児童相談支援課	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長	児童相談支援課長	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	I-7請求先	情報公開／個人情報総合窓口 (三重県戦略企画部情報公開課)	情報公開・個人情報総合窓口 (三重県総務部文書・情報公開課)	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	I-8連絡先	子育て支援課 電話059-224-2883	児童相談支援課 電話059-224-2760	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	II-1	令和2年12月1日 時点	令和8年1月5日 時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	II-2	令和2年12月1日 時点	令和8年1月5日 時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	IV-8 判断の根拠	記載なし	十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行うため。	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和8年3月18日	IV-11	記載なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行うため。	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)